



国民健康保険料の保険料率が決まりました

今年度から、県が市とともに、国民健康保険の運営を担うようになりました。県が医療費水準、所得水準を考慮して示す「標準保険料率」などをもとに、市が保険料率を決定することとなります。

●国民健康保険料の算定方法と平成30年度の保険料率

1年間の保険料 = 医療分 + 後期高齢者支援分 + 介護分※

	医療分	後期高齢者支援分	介護分※
所得割	8.5%	2.5%	2.0%
均等割	24,000円	6,900円	6,300円
平等割	21,900円	6,300円	4,200円
賦課限度額	580,000円	190,000円	160,000円

※介護分は、世帯内の被保険者の中に40歳から64歳までの人がいない場合はかかりません。

- 所得割…前年の所得から330,000円を引いた額に表中の料率をかけて算出した額
- 均等割…被保険者1人につき負担してもらう額
- 平等割…1世帯につき負担してもらう額

◎保険料軽減制度

前年の所得が表中の基準以下の場合、所得に応じて均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減割合	所得基準
7割軽減	世帯主と被保険者の総所得が330,000円以下
5割軽減	世帯主と被保険者の総所得が330,000円 + (275,000円 × 被保険者数) 以下
2割軽減	世帯主と被保険者の総所得が330,000円 + (500,000円 × 被保険者数) 以下

●問い合わせ先 国保年金課 (082-1179)

■失業等により保険料の納付が困難な人はご相談ください

国民健康保険料は、前年の所得等をもとに算定されます。失業等により収入が減少し、保険料の納付が困難な場合は、届出により保険料を軽減する制度があります。軽減の対象となるには、いくつかの要件があります。詳しくはお問い合わせください。

■保険証の記載内容に変更があった場合は届出を！

職場の健康保険に加入した、家族の健康保険の被扶養者になった、住所・氏名・世帯主が変わったなど、異動日から14日以内に届出をしてください。届出に必要なものなど、詳しくはお問い合わせください。

■コンビニでも納付できます

利用できる店舗は、納付書の裏面に記載しています。手数料は無料です。なお、次のような納付書はコンビニでは使用できません。

- 金額を訂正したもの
- 金額が300,000円を超えるもの
- 納期限を過ぎたもの
- バーコードが読み取れないもの

■口座振替をご利用ください

口座振替での納付を希望する人は、世帯主名義の通帳と届出印をお持ちのうえ、預貯金口座がある市内の金融機関で申し込んでください。